

条例第4条第2号審査基準

条例第4条第2号

市街化調整区域において自己が20年以上居住する土地又は当該土地から規則で定める距離の範囲内に存する土地において、自己の業務の用に供する小規模な建築物であって規則で定めるものを建築する目的で行う開発行為

施行規則第3条

条例第4条第2号の規則で定める当該土地からの距離は、おおむね50メートルとする。

施行規則第4条

条例第4条第2号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 工場でその延べ床面積が100平方メートル以内のもの。ただし、作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。
- 二 事務所でその延べ床面積が100平方メートル以内のもの

審査基準

1 開発行為を行う者

開発行為を行う者は、現在の居住地において20年以上居住している者。

2 開発行為の対象となる土地

開発行為の対象となる土地は、開発行為等を行う者が現に居住する土地又は当該土地からおおむね50メートル以内に存する土地。

3 予定建築物の用途

予定建築物の用途は、次の各号のいずれかに該当する用途とする。

- 一 工場で延べ床面積が100平方メートル以内のもの。（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）
- 二 事務所で延べ床面積が100平方メートル以内のもの。

4 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

5 開発区域から除く区域

都市計画法施行令第29条の9第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域（避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。）とする。

6 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。